

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局企画部方面調整課（自転車施策担当）（06-6615-6811）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	措置命令
概要	<p>大阪市では、「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」において、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設及び共同住宅における自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めています。</p> <p>市長は、条例第4条、第7条、第8条、第12条又は第17条の規定に違反した者に対して、是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例第19条第1項（平成22年2月26日 条例第4号） http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</p>
処分基準	<p>市長は、条例第4条、第7条、第8条、第12条又は第17条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。</p> <p>○第4条（施設を新築する場合の自転車駐車場の設置） ○第7条（施設を増築又は改築する場合の自転車駐車場の設置） ○第8条（共同住宅における自転車駐車場の設置） ○第12条（自転車駐車場の構造及び設備） ○第17条（自転車駐車場の管理）</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000074392.html
備考	